（案）

工 事 請 負 契 約 書

工　事　名　　東京大学（本郷）給水管改修工事（地震研究所系統他）

請負代金額　　金　　，　　，　　円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　，　　円也）

発注者 国立大学法人東京大学 と受注者 ○○　との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条　受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。

第２条　工事は東京都文京区本郷七丁目３番１号、東京都文京区弥生一丁目１番１号（東京大学構内）において施工する。

第３条　着工時期は、令和８年　　月　　日とする。

第４条　完成期限は、令和９年３月３１日とする。

第５条　工事期間中において、原則、土曜日及び日曜日は工事を施工しない日とし、また、平日の午後６時から午前９時までの間は工事を施工しない時間帯とする。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

第６条　契約保証金は、納付する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

第７条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第８条　請負代金は、東京大学本部経理課より２回以内に支払うものとし、請求書を受理した日の翌月の２５日までに支払うものとする。

２　前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第９条　完成通知書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第10条　請負代金の請求書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第11条　請負代金は、金，　，　円【請負代金の１０分の４】以内の額を前払するものとする。この支払は、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月の２５日までに支払うものとする。

２　前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第12条　解体工事に要する費用については、別紙のとおりとする。

第13条　別記の工事請負契約基準第１０第１項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」に、「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。【専任配置不要な工事の場合】

第14条　建設発生土の搬出先については、別冊の設計図書に定めるとおりとする。

第15条　別記の工事請負契約基準第３５第９項、第５３第３項及び第５５第２項中の遅延利息率は、

「年３．０％」である。

第 16 条　この契約についての一般的約定事項は別記の工事請負契約基準によるものとする。

第 17 条　この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者　東京都文京区本郷七丁目３番１号
国立大学法人東京大学
総長　　藤　井　輝　夫
代理人
施設部長　　西　村　文　彦

受注者